

# 【公共施設等の再開及びイベント等の開催に対する戸田市の方針】

令和2年5月25日改定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府対策本部は、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令、令和2年5月4日に、『緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長する』ことを決定した。

令和2年5月25日、政府対策本部は、緊急事態宣言による緊急事態措置実施期間満了日である令和2年5月31日に先立ち、緊急事態宣言の解除宣言を行った。

国の緊急事態宣言の解除及び埼玉県の緊急事態措置等の解除を受け、戸田市における市内公共施設等の再開及びイベント等の開催について、以下のとおり方針を定める。

なお、一部の公共施設で行う施設の利用制限については、今後、政府対策本部及び埼玉県により、新型コロナウイルス感染症の感染状況が収束した又は収束に向かっているとの判断が示された時点において、利用制限を段階的に解除していくことを検討する。

## 【公共施設等の対応】

各公共施設等における利用再開等については、感染防止対策を徹底した上で、資料2のとおり対応するものとする。

なお、一部の公共施設では、再開することにより市民や利用者の感染拡大を招くリスクを考慮し、休館又は一部休止の措置を継続する。

## 【イベント等の開催】

市主催（共催）の市民が参加するイベント等（指定管理者含む）については、クラスターが発生するおそれがあるイベント等や「三つの密」のある集まりについては、原則、中止又は延期の措置を継続する。

なお、比較的少人数のイベント等については、感染防止対策を講じた上で、開催することにより感染拡大を招くリスクを最大限考慮し、主催者（指定管理者含む）が開催可否を判断する。